

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

わが国では、高齢化の進行により、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年(2025年)には後期高齢者が2000万人を突破するといわれており、本市においても、同年に、後期高齢者が24,000人を超え、総人口に占める後期高齢化率は21%を超えると予測されています。また、後期高齢者の増加に伴い、要介護者や認知症高齢者も増加することが予想されています。

本市の高齢者人口は、令和2年10月1日現在39,307人で、高齢化率は、34.1%となっています。うち後期高齢者数は21,401人で、高齢者数の54.4%を占めています。高齢者数は、令和元年にピークを迎え、令和2年から減少し始め、微減傾向が続くと推計されていますが、介護ニーズの高い後期高齢者数は、今後も増加し、令和7年(2025年)にピークを迎えると予想されており、第8期計画期、第9期計画期は、介護ニーズがピークになると予想されています。その後、後期高齢者人口の減少とともに介護ニーズは減少し、同時に現役世代の人口減少も起こり、介護を支える人材不足も生まれると予想されています。

このような中、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するために、平成30年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、「地域包括ケアシステム」の推進をさらに充実させていくこととなりました。

また、令和元年6月に策定された認知症施策推進大綱の理念等も踏まえ、本市の高齢者を取り巻く地域資源や地域特性から、本市の「地域包括ケアシステム」の深化を進めていく必要があります。

さらに、現役世代人口が減少する中での社会活力の維持向上のためには、高齢者の多様な就労・社会参加、健康寿命延伸、医療・福祉サービス改革への取り組みが求められています。

本市の第8期老人福祉計画・第8期介護保険事業計画では、令和7年(2025年)及び令和22年(2040年)を見据え、これらの諸課題についても、長期的な視野を持ち、計画策定を行うこととします。

第2節 計画の位置づけ

1 根拠法令と上位計画

本計画は、老人福祉法に基づく老人福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定します。

また、本計画は、平成30年に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」、令和3年4月に施行される「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」を反映した計画として策定することとし、地域包括ケアシステムや地域共生社会の推進を取り入れた計画づくりを行います。

また、本計画は、第4次別府市総合計画(計画対象年度:令和2年度～令和9年度)に掲げる福祉政策の「自分らしく過ごせる、ぬくもりと支えあいのまちの実現」を目指すものであり、高齢者のみならず、地域住民の保健、医療又は福祉に関する事項なども考慮し、他の関連する計画の施策・事業との整合性を図りながら推進するものです。

○ 老人福祉計画

老人福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、65歳以上を対象とした保健事業、その他の高齢者支援にかかわる事業を網羅したものです。

○ 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険法第117条において策定が義務付けられており、介護保険の給付等対象サービスの種類や各サービス量の見込みを定めるとともに、介護保険事業にかかわる保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項を定めるものです。

○ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に多様な主体との共生を図り、体制整備が可能となる法律となります。

○ 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずるための法律となります。

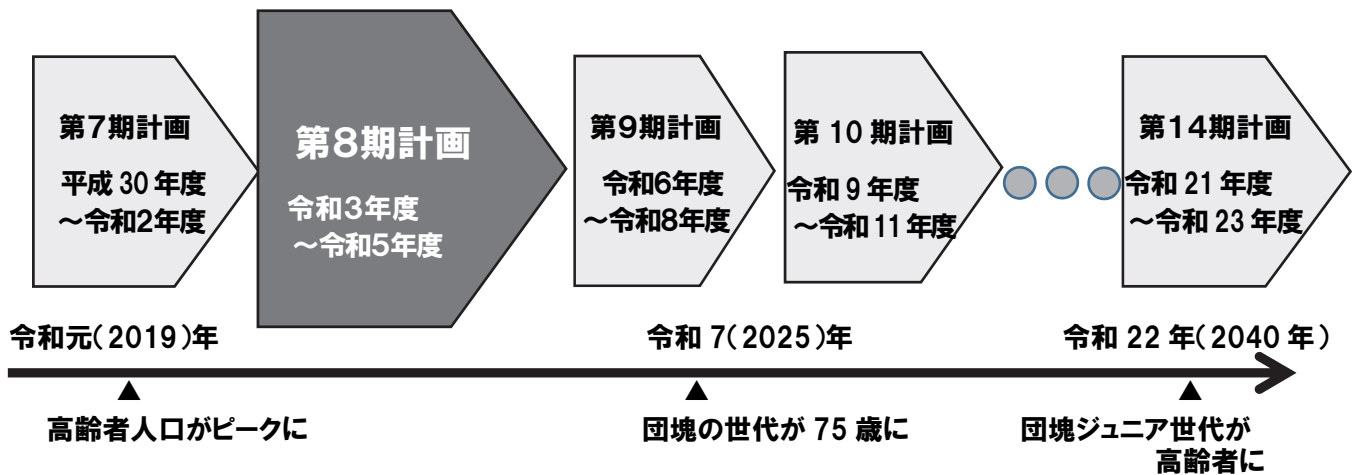
図表 計画の位置づけ



第3節 計画期間

第8期計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

また団塊の世代が後期高齢者となることで、介護・医療ニーズが急増し、それを支えるサービスの担い手不足が懸念されることから、いわゆる「2025年問題」、及び団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据え、長期的な視点を持ち、持続ある介護保険制度を見据えた計画とします。



第4節 計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、庁内関係部署との連携・協力のもと計画の原案づくりを行うとともに、幅広い意見を計画に反映させるために、市内の高齢者を対象としたアンケート調査や住民を対象としたパブリックコメントを実施し、本計画作成の参考資料としています。

○ 別府市第8期介護保険事業計画等策定委員会による協議

別府市第8期介護保険事業計画等策定委員会は、市民代表、保健・医療・福祉の学識を有する者、介護サービス提供事業従事者及び市職員等で構成され、計画の進捗状況等の確認や見直し、介護サービスの需要の見通しと供給量の確保・保険料等の検討を行いました。

○ パブリックコメントの実施

本計画の策定に当たり、住民の皆さんのご意見をうかがい、その意見を計画に反映させるために、令和3年1月にパブリックコメントを実施しました。

○ 関係機関との連携

本計画の策定に当たっては、庁内関係部署及び県との協議を行いました。

第5節 日常生活圏域の設定

1 これまでの日常生活圏域の設定の状況

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して設定することとされています。

別府市の圏域については、第3期計画策定にあたり、当時の中学校区を基本に圏域を設定し、今日に至っています。当時の考え方は、「旧行政区や高齢者人口等を勘案し、市内を8つの中学校区に分けることが妥当ですが、東山校区にあっては、人口規模が著しく小さいため青山校区に統合し、市全体で7圏域を設定することが適切」というものであり、施設整備のほか、今後の地域福祉の推進なども視野に入れた設定でした。

その後、この圏域を基本とし地域包括支援センターが設置され、必要なサービスが継続的かつ包括的に提供できるエリアとして、施設整備だけでなく、医療と介護の連携や生活支援体制整備のほか、防災体制や中規模多機能自治区等の体制整備に向けた動きが加速化されています。

2 今後の日常生活圏域の設定と地域包括支援センター

日常生活圏域の新規設定以降、一部地域のみ、少し中学校区の見直しがありましたが、いまでも一部例外はあるものの、現中学校区域と概ね一致しており、圏域名も中学校名と同じになっています。

各圏域に設置された地域包括支援センターは、「別府市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例」において、担当する区域における人員基準は第1号被保険者数が概ね3,000人以上6,000人未満と定められています。

別府市では中学校区再編により、令和3年度から中学校数が1減少する予定となっていますが、新中学校区に合わせて高齢者の日常生活圏域を6にすると、高齢者人口のバランスが著しく崩れること、再編成による現場の混乱、また日常生活圏域を基本として展開している市の他の事業への影響等が懸念されます。よって今期は、引き続き現状の日常生活圏域を維持いたします。

